

全教栃木教育新聞

発行
全栃木教職員組合
宇都宮市兵庫塚3-10-30
TEL 028-653-0353
FAX 028-653-1579
http://
www.zenkyotcg.org
E-mail
info@zenkyotcg.org

子ども参加、父母共同の
学校づくりを
長時間過密労働をなくそう
教員免許更新制を廃止させよう

さらなる賃下げを検討する人事院…

私たちの生活を破壊し、働く意欲や誇りを奪う賃下げは認められない！

人事異動の相談は全教栃木へ！

県立高校では来月上旬には内々示が出されます。小中学校でも3月14日までは内々示が出されます。私たちは人事異動に対して「納得と合意」を得るよう、毎年の県教委との交渉で要求していますが、みなさんの異動は納得できるものだったでしょうか。

私たちは教職員個人の人事異動についても、重要な労働条件として、組合としても教育委員会や校長に対して働きかけを行います。このような働きかけによって、長距離通勤から解放された組合員もいます。異動について相談したいことがありましたら、何なりと全教栃木にご相談ください。なお、教育委員会等へ働きかけを行うには、当然のことですが組合加入が条件です。

こんな異動は認められません！

フリーハンドで異動は行えるかのよう思われているかもしれませんが、次のような異動は認められません。

- ・当該教職員の教育活動を過度に阻害する異動。
- ・当該学校の教育活動が過度に阻害される異動。
- ・教育効果を高めない、いわゆる報復人事や組合活動弱体をねらった異動。
- ・意見希望を聞くことなく、本人の意欲を低下させる異動。（1986年11月福岡高裁判決）

労働活動の協力を！

全日本教職員組合はこの「給与制度の総合的見直し」に反対する署名活

民間よりも高い地域がある
賃下げに言及した昨年8月の人事院の報告（下にあります）。06年度から10年度にかけて行われた「給与構造の見直し」に続けて、「一層の取組をすすめるべき課題が種々生じてきている」として、

「早急に給与制度を総合的に見直す必要がある」として見直しを行っています。見直しとして、賃下げを行うという点です。その一つとして、12の県が民間賃金よりも公務員の賃金が高いとし、この地域の民間賃金に合わせた賃下げを行うというものです（この賃下げに

50代後半の賃金が低く
先に行われた「給与構造の見直し」で、給料月額の見直しで、給料月額の最高号給が平均4・8%引き下げられました。教諭の場合、県立学校では約48万円が約42万8千円に、小中学校では約46万7千円が約41万7千円に

対する懸念も指摘されていますが、この賃下げによって、すべての公務員の退職金は引き下げられ、教員の教職調整額や時間外手当も引き下げられることとなります。

来月末で国に準じた賃下げは終了します。5%の賃下げが3年間、約400万円といわれた退職金の引き下げ、そして国に準じた賃下げ。ともに賃金が支払われない中でも私たちは、「全体の奉仕者」として勤務してきました。そんな私たちをさらに追い詰める賃下げを人事院は検討しようとしています。

に引き下げられたのです。この引き下げによって、新規採用者の生涯にわたる引き下げ額は「家1件分」と言われました。これだけ下げられたのに、さらに賃下げを迫る。こんなことは断じて許すことはできません。

賃上げの実施を促す

教職員評価は行われていますが、一部の県で行われているよう勤勉手当への反映などは実施されていません。昇給についても一定の年数を勤務すれば、だれでも特別昇給（通常は4号給の昇給を、6または8号給昇給させる）をさせることになっています。この現行の特別昇給を

やめて、成績による昇給にさせようとしています（通常の昇給か、特別に昇給にするかという点です）。この昇給制度は「絶対評価」であって、「相対評価」ではありませぬ。私たちの賃金総額を増やさないうで競わせる、教職員の協力・共同、教育活動そのものを破壊しかねない、やってはいけません。昇給制度です。

民間企業では来年度の賃金を決定する春闘が関わっています。この結果が私たちの人事院、人事委員会への報告に反映されます。この間、民間と公務を分断させたり、正規労働者と非正規労働者を対立させる世論が意図的に作り出されてきました。こうした分断や対立をはねのけて、すべての労働者の賃上げを勝ち取らねばなりません。私たちも栃木県労連の仲間とともに、今春闘の取り組みをすすめていきます。

⑤ 給与制度の総合的見直し

平成18年度から平成22年度にかけて段階的に実施した給与構造改革で、地域における公務員給与水準の是正や年功的な給与上昇の抑制等を進めてきましたが、我が国の社会経済情勢の変化の下、一層の取組を進めるべき課題が日々生じてきています。

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力を維持・向上していくために、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、**早急に給与制度を総合的に見直す必要があります。**給与減額支給措置終了後、給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手します。

具体的な検討課題

- (1) 民間の組織形態の変化への対応
民間企業の従業員給与の状況をより広く把握するため、基幹となる役職階級（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員について、本年から官民の給与比較の対象とする方向で検討します。
- (2) 地域間の給与配分の在り方
地域の公務員給与については、民間賃金の低い地域を中心に、依然として高いものではないかと指摘があるところ、民間賃金水準が低い方から1/4となるレベルを一つのグループとして求めた官民比較と平均の差を算出、そのポイントを出発点として、官民比較による賃上げの実施を推進。官民比較対象の範囲及び対象となる給与水準について検討をすすめていきます。また、給与等の人事管理との連携も求め、同じ国家公務員の中でどこまで差を設けることが適切かという観点も踏まえ検討します。
- (3) 世代間の給与配分の在り方
世代間の給与配分をより適正化する観点から、民間賃金の動向も踏まえ、(2)の見直しと併せて、50歳位、特に後半期の給与水準の在り方を中心に、賃給表構造の見直しを検討します。
- (4) 職務や勤務実績に応じた給与
人事評価の適正な実施と給与への反映、技能・労働関係職種の給与の在り方、諸手当の在り方等についても、必要な見直しを検討します。

※二重の下線は組合。

教え子を再び戦場に送るな！

ゆきとどいた教育と教育費の無償化を求めて

私たちが県内全市町議会に対し、「ゆきとどいた教育を求めめる陳情」、「教育費の無償化を求めめる陳情」を行い、少なくとも議会がこれらの陳情を採択したことはすずにお知らせしました。那珂川町議会は組合に陳情について説明を求め、私

ちの2つの陳情を可決してくれました(左下の意見書が那珂川町のもの)。左の「通知」と「意見書」は高根沢町議会議長から組合へ送られてきたものです。「通知」では、私たちの陳情を不採択としたが、「将来を担う子どもたちが安心して教育

を受けられる環境を整えることは我々の責務である」とし、さらに「当町の教育の現場の実情や意向などを考慮した意見書を独自に作成して国に提出したとしています。私たちの陳情を「早々と」不採択にした議会もある中、教育環境整備は

私たちの加盟する栃木県労働組合総連合(栃木県労連)は1月25日、宇都宮市で春闘討論学習会を開催しました。集会には県労連加盟組合の組合員約70名が参加しました。この学習会の講師は全

高根沢町 高根沢第16号
平成25年12月18日

全栃木教職員組合
執行委員長 藤原 肇 様

高根沢町議会議長 加藤 貞夫 様

議題・陳情等の審査結果について(通知)

平成25年5月24日付けで受理した下記の陳情は、本町議会12月定例会において、「不採択」と決定しました。

当議会では、陳情の趣意は一部理解できますがすべての内容には同意できないという理由にて不採択と決定いたしました。将来を担う子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えることは我々の責務であるとの、当時の教育の現場の実情や意向などを考慮した意見書を独自に作成して国(衆議院議員・参議院議員・内閣府大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣)に提出することになりました。

参考にご意見書の写しを同封させていただきます。

記

1件名
「ゆきとどいた教育」の前進を求めめる陳情

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成25年12月18日

栃木県高根沢町議会
衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

教育費無償化」の前進を求めめる意見書

国は、2010年度から「公立高校授業料不徴収および高等学校等就学支援金制度(以下、「高校無償化」という。)を始めました。これは、高校教育を、「受益者負担主義」や「自己責任論」から脱し、教育の機会均等を保障するものに転換するものである。国民からたいに歓迎されました。

しかし、父母が負担する学校教育費は、就学支援金が出ているにもかかわらず私立高校や大学が、授業料を徴収しつづけている。これは、公立高校や大学と同等の「平成25年度までの学習費調査」と、依然として計画中で大きなものとなっている。長引く不況のもとで所得が下がると、これ以上の教育費負担は困難という家庭も増えています。そうした実情を受け、独自調査で一定の年収以下に家庭に私立高校授業料を無償化する自治体も出ています。しかし、自治体の努力だけでは、地方財政の厳しさから限界があります。教育を受ける権利が自治体の財政力に左右されてはなりません。国は責任をもって教育費の負担軽減策をすすめる必要があり、「高校無償化」は維持するだけでなく、大きく拡充すべきです。

「高校無償化」について、文部科学省は、2014年度以降の「所得制限の在り方」を検討することを明らかにしています。それは、予算を増やすのではなく、その枠の中で既得者対策として「高校無償化」をおこなうことを意味し、制度本来の趣意にも異なるものです。この法律の前倒し実施では、「教育の機会均等をはかる観点から検討を加え必要な措置を講ずる」とあります。

昨年、国は、国際人権規約社会権規約13条の履行を要請し、高校・大学の無償化の推進の導入を国際的に要請しました。これは、国が、授業料無償化の先行制奨学金はもちろん、誰もが社会の心配なく大学まで学べるようにする施策をおこなうということで、世界的に見ればかなり前倒しのことです。一日も早く、公立も私立も高校・大学の無償化を推進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められています。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1、国は、「高校無償化」の維持・拡充をすすめること

2、国は、高校生・大学生に対する「給付奨学金」制度をつくること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

栃木県那珂川町議会
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 他5名

教育環境整備は議会の責務！高根沢町議会



官民共同の取り組みで、すべての労働者の賃上げを！

栃木県労連が春闘討論学習会を開催

左手に賃上げと 職場要求を！
右手に共同の方で 政治を変えるたたかいを！

講演で高橋氏は、安倍首相の「三本目の矢」である「成長戦略」は、日本を世界で一番企業が活動しやすい国にするということであり、その中身は徹底した規制緩和、民間投資の緩和、労働の規制緩和であると述べました。労働の規制緩和として、いくら残業しても残業代を支払わなくてもよい「ホワイトカラー・エグゼンプション」や解雇については金銭で解決するという、労働者にとっては今まで以上にその生活と権利を奪うもの指摘しました。

しかし、安倍首相も私たちが主張してきた大企業がため込んだ約270兆円にもなる「内部留保」を取り崩して賃上げを行うことも求めるようになってきたことは、私たちの主張が正しかったことを裏付けていることになったとも述べ、この春闘ですべての労働者を視野に、官民共同の賃上げ、労働者の生活と権利を守るための政治を求めて奮闘しようと呼びかけて、講演を終わりました。

実験で子どもにケガをさせたら…全教共済の教職員賠償責任共済

教育活動中におこった「事故」についての責任が求められた場合の損害賠償金や裁判費用を保障します。

共済の内容

- 損害賠償共済金 最高2000万円
- 訴訟等費用共済金 最高100万円
- 人格権損害賠償共済金 最高500万円

(ただし、20万円の弔慰金、3万円の入院見舞金、2万円の見舞金費用を含みます。)